

平成30年7月3日

発 言 者	発 言 要 旨
<p>関委員</p> <p>雇用対策課長</p>	<p>本県の障がい者、特に、新たに法定雇用の対象となる精神・発達障がい者を含めての求職、就職状況について、また、法定雇用率の引上げに伴う促進策をどのように考えているか。</p> <p>障がい者の雇用状況は、平成28年度のハローワークへの登録者数は8,124人、うち有効求職者数は1,601人、新規就職数は844人。年度末における就職者全体の内訳は、就職者数4,894人中、身体2,413人、知的1,511人、精神836人、その他134人で、精神は前年比で約20%伸びている。</p> <p>法定雇用率が30年4月に2.0%から2.2%に拡大され、対象企業も50人以上の企業から45.5人以上の企業となるが、25年の法改正時点で既に精神障がい者がカウントされることが決まっていたので、厚生労働省では、新たに対象となる全国の全企業に対し個別通知を行うとともに、県内のハローワークでは対象企業にリーフレット等を配布して周知している。</p> <p>併せて改正に伴い精神障がい者が含まれることから、精神障がい者に対する理解の促進のため、「精神・発達障害者しごとサポーター」を289人養成している。</p> <p>県独自の取組みとして、障がい者雇用促進セミナーを年2回（内陸と庄内）に拡大し開催するとともに、委託訓練においては受講を円滑に進めるため精神保健福祉士等の派遣などを実施している。</p> <p>30年12月に6月1日時点の障がい者雇用状況が判明するので、未達成企業に対し、県と労働局合同で訪問し雇用を要請していく。</p>
<p>関委員</p> <p>雇用対策課長</p>	<p>ジョブコーチの配置状況、稼働状況はどうか。</p> <p>ジョブコーチは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の実施機関である障害者職業センターで所管している。カウンセラーが個別の支援計画を作成のうえ、ジョブコーチを障がい者を雇用する企業に2～4箇月間派遣し、職場の中で障がい者の指導や使用者の環境整備の指導などを実施している。</p> <p>平成29年度の配置状況は、障害者職業センター所属5人、就労支援施設所属13人、企業在籍型1人、計19人。また、同年度の稼働状況は、59人を支援し、うち精神発達の割合が44.1%、高次脳機能障害を含めると50%に近い数字となる。</p> <p>全国調査によると、精神障がい者は1年以内の離職率が50%を超えていると言われていたところ、ジョブコーチ活用の場合には6箇月後の定着率が93.3%と大変効果がある。</p>
<p>関委員</p> <p>雇用対策課長</p> <p>関委員</p>	<p>ジョブコーチは全県で19人と少なく、また、配置型に対して訪問型等と同じようには機能していないように思われるがどうか。</p> <p>ジョブコーチの資格を取る場合、延べ1箇月程度の研修が必要であり民間事業所にとってはハードルが高い。</p> <p>また、有効性が理解されず利用が進んでいないこと等がある。</p> <p>個人情報保護の観点や企業の労務管理にも踏み込むことなので、ハード</p>

発 言 者	発 言 要 旨
雇用対策課長	<p>ルが高いが活用が図られるよう周知してほしい。 また、制度の周知や資格取得など県として積極的に協力すべきと考えるがどうか。</p> <p>ジョブコーチの周知は、本年度行うセミナーや県のホームページ「労働やまがた」で好事例を紹介しながら積極的に行っていく。 また、研修支援については、他機関の制度であることから、まずはどのような仕組みとなっているか調べてみたい。</p>
関委員	<p>今回、運航が決定した台湾からの定期チャーター便のツアー行程はどうか。 また、宿泊を増やすことを含め地域経済へのプラスの効果をどのように高めていくのか。</p>
インバウンド・国際交流推進課長	<p>ツアーは、台湾の旅行会社3社が造成しており、4泊5日の行程で、貸切りバスにより、県内温泉等に2泊程度宿泊したり、県内や東北の観光地を周遊したりする。 最初の紅葉期の一部のツアーについてはコースが決まっており、庄内空港到着の場合は、湯野浜温泉への宿泊や立ち寄り先もいくつか庄内の観光地が入っている。山形空港到着の場合は、山寺、天童温泉など村山地域を中心とするものや、最上川舟下りから庄内へ入るコース、米沢方面に向かうコースなど、県内各地域への様々なコースが予定されている。 本県の観光資源を提案し、より多くの観光地を訪問していただき、長い時間滞在してもらえるような旅行商品の造成を働きかけていきたい。 消費の拡大については、宿泊も含めて長く滞在していただくことや消費につながるような環境整備を進めることが大事である。宿泊につなげるためには、例えば、さくらんぼや紅花の朝摘み体験、ライトアップイベント、お酒を体験してもらおう企画など宿泊に結び付く商品開発を進める必要がある。 また、旅行会社に対する誘致策として、県内宿泊数に応じた助成事業も行っている。酒蔵体験、伝統工芸体験、ものづくりをはじめとする産業体験などを取り入れ、観光分野以外のところにも効果が波及するようにしたい。 観光消費を増やすには、買い物しやすい環境を整えることが必要であり、クレジットカードやスマホ決済が使えるようにすることやメニューの多言語化、おもてなし研修による小売店等での接客向上などを進めていく。 7月1日のクルーズ船受入れにおいても、酒田市の街中に高校生や大学生の案内ボランティアを配置し、フリーのお客様に積極的に声をかけながら、希望に沿った店に案内するなど商店街の賑わいづくりや消費拡大につながる取組みを行っている。 高校生や市民の方からは、交流できて楽しかったとの声が聞かれた。今回、大規模なチャーター便も決まったので、このような機会を増やしていけるよう取り組んでいく。</p> <p>関委員</p> <p>インバウンドのみならず、観光産業の効果を県民全体に理解してもらうことが大事である。 観光収入は、観光客数、消費単価、域内調達率からなる。観光の効果は</p>

発 言 者	発 言 要 旨
観光立県推進課長	<p>経済波及効果で示したりすることが多く、「おもてなし山形県観光計画」にも各種管理指標があるが、より効果がわかりやすい指標を示してはどうか。</p> <p>「おもてなし山形県観光計画」の計画期間は平成27年度から31年度となっており、来年度が新計画の策定年度となっている。現在の計画の管理指標には、消費単価や域内調達率といったものはないが、新計画の策定に当たっては、検討していきたい。</p>
関委員	<p>地方創生において、観光の「稼ぎ」の面が強調されるが、本来、観光は「交流」である。本県においては、元々、都市との交流の歴史があった。儲けだけを目指した観光は、いずれ廃れるという識者の指摘もある。</p> <p>新計画においては、県民自身が地域への理解を深め、観光客との相互理解と交流を深めるという位置づけの観光を進めてはどうか。</p>
観光立県推進課長	<p>観光においては、相互交流がメインであり、県民自らが地域のよさを認識したうえで交流を進める必要があると考えている。</p> <p>これまでも、子供のころから地域への理解を深めるための取組みとして、例えば、講座を受講し、自ら山形の魅力を発信できるようになることを目指す「やまがた子ども観光大使」や副読本の配布などを教育庁と連携して行ってきた。</p> <p>大人向けには、県民自身に地域の文化等を知っていただく機会として、周遊スタンプラリーなどを行っている。</p> <p>また、教育旅行誘致協議会によると、平成29年度には838人の児童・生徒が県内で農家民泊をし、地元の方々と交流している。</p>
関委員	<p>飯豊町の農家民宿においても、台湾との交流を深めている。鶴岡市においても、農家民宿の取組みがある。</p> <p>地域づくりと一体となった観光への支援をより強めてほしい。</p>
吉村委員	<p>今回の台湾からの定期チャーター便に関して、二次交通や曜日のバランスはどうか。</p> <p>また、今後の定期便化に向けた動きはどうか。</p>
インバウンド・国際交流推進課長	<p>150人から160人乗りの飛行機で到着し、4台から5台の貸し切りバスで周遊するため、二次交通の問題はない。</p> <p>曜日については、山形空港は、2日に1回の到着、庄内は4日に1回の到着となる。</p> <p>これまで10便程度のプログラムチャーター便の実績はあるが、4箇月間に及ぶ定期チャーター便は今回が初めてである。空港ビルなどでの受入の問題もあるため、実績を積み重ねながら、定期便化は、次のステップとして考えたい。</p>
吉村委員	<p>まずは、今回のチャーター便を成功させることだが、将来的には定期便化も見据えてほしい。</p>
吉村委員	<p>「インターナショナル・ワイン・チャレンジ（IWC）2018『SAKE部門』やまがた」について、成功裏に終了したとの説明があった。地元開</p>

発 言 者	発 言 要 旨
商工労働部長	<p>催ゆえの審査の厳しさがああり、トロフィーをとるのが難しいのではないかという話もあったが、県産酒が多数受賞し、素晴らしい結果で大変よかったと思う。</p> <p>この成功の要因と所感を部長に聞きたい。</p> <p>山形の酒は、これまでもさまざまな賞をとっており、元々評価が高かった。それに加えて、初の都道府県単位でのG I（地理的表示）取得や、県工業技術センターと県内の酒蔵が一つになって協力、切磋琢磨しながら、いい酒造りを行ってきたという土台があったところである。</p> <p>IWCの審査結果については、金賞を17銘柄が受賞したが、2位の栃木の金賞受賞数は9銘柄で、圧勝となり、山形の酒づくりの実力を示す結果となった。地酒は、地域の歴史・文化の象徴でもある。</p> <p>IWC開催にあたっては、全市町村の参画や民間企業の協賛、試飲会への多数の県民の参加など、県全体で盛り上げてもらった。</p> <p>IWCの開催結果と合わせて山形の魅力を更にアピールするすばらしい材料が増えたものと捉えており、今後の発信につなげていきたい。</p>
吉村委員	<p>この取組みを一過性のものにしなないための今後の展開についてはどうか。</p>
商業・県産品振興課長	<p>今回の開催を通して、市町村や酒蔵、酒造組合等の関係団体とのネットワークが形成された。このネットワークを活かして、清酒と言えば山形という産地ブランドが世界的に認識され、ひいては、本県そのものの認知度やブランド力が高まっていくことを期待している。</p> <p>また、IWC開催期間中に商談会も開かれた。すぐ取引開始とはいかないが、活発なやりとりが行われ、今後の商談に繋がる案件が多くあったと聞いている。また、先日酒田の酒蔵でイタリアに向けた輸出の出発式が行われるなど効果が出ている。</p> <p>これらIWC開催の効果を活かし、県産酒の輸出促進や、販路拡大、インバウンドの拡大による交流人口の拡大、地域経済の発展につなげていく。</p>
吉村委員	<p>平成29年度補正予算のものづくり補助金の本県の採択状況はどうか。</p>
中小企業振興課長	<p>中小企業庁の平成29年度補正のものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金の第1次公募の採択者が6月29日に公表され、本県の採択件数は219件で、東北で第1位、全国で第14位となった。当補助金は24年度の補正でスタートし、6年目となるが、昨年度は東北1位、全国23位、一昨年度は東北2位、全国25位だった。</p>
吉村委員	<p>ものづくり補助金の採択率はどうか。また、今回全国14位と採択件数が上位になった要因は何か。</p>
中小企業振興課長	<p>採択率について、全国分のみ公表されている。全国では17,112件の応募があり、9,443件が採択され、採択率は59.2%となっている。</p> <p>本県の採択件数が増加した要因は、まず、産業支援機関のコーディネーターやアドバイザー、商工会・商工会議所の経営指導員、金融機関などが一生懸命に支援に取り組んでもらったことによる。二つ目としては、当補</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>助金の審査の加点項目に、6月6日に施行された「生産性向上特別措置法」による「先端設備導入計画」を策定していることがあり、その前提として市町村が基本計画を策定する必要があるとあり、県で働きかけを行った結果、市町村から積極的に取り組んでもらったことである。</p> <p>ものづくり補助金の採択結果を受けて、今後のスーパートータルサポ補助金の取組みはどうか。</p>
中小企業振興課長	<p>スーパートータルサポ補助金については、ものづくり補助金の不採択者を確認の上、今後審査を行い、なるべく早く採択決定となるよう手続きを進めていく。</p>
吉村委員	<p>働き方改革関連法案が成立したが、附帯決議が47もあり、やはり心配な面がある。</p> <p>この法案は、働く職全般に関わるものであり、県関係だけでも相当の職種がある。この法案の推進体制については、雇用対策課が主管になっていくと思われるが、病院事業局などそれぞれの職域において、この法案や対応などの周知をどのように図っていくのか。</p>
雇用対策課長	<p>働き方改革全般の周知については、商工労働部で所管することとなる。</p> <p>個別の職域、例えば医師については、健康福祉部内に「山形県医療勤務改善支援センター」を設置し、医療機関からの相談対応やアドバイザー派遣などを行っており、教員については、教育庁内に「教員の働き方改革プロジェクトチーム」を設置して、「学校における働き方改革の取組み手引き（案）」を作成している。今年度は、スクールサポートスタッフなども学校に配置する予定と聞いている。</p>
吉村委員	<p>働き方改革関連法案が施行になると労働委員会の業務としては、どのようになるか。</p>
審査調整課長	<p>労働委員会では、労使紛争の円満な解決を図るため、調整機能を業務としており、日常的には労働相談に対応している。あっせん制度について、近年の取扱い件数の推移を見ると、平成27年度の新規申請は11件あったが、29年度は5件に減少している。</p> <p>一方、労働相談の件数は、年々増加しており、25年度は112件であったが、29年度は227件となっている。</p> <p>あっせん・労働相談ともに、労働者個人と使用者間の個別的な労働関係紛争が増加している。パートタイム等非正規雇用労働者の増加など雇用形態の変化により、全国的にも個別労働関係紛争が増加している状況である。</p> <p>労働紛争に対する労働委員会の対応として、二つの観点で取り組んでいる。一つは、労働紛争の調整であるあっせんであり、労働相談にしっかり対応している。もう一つは、労使紛争の未然防止を図るもので、この二つの観点で労働委員会の業務を進めていくこととしている。</p> <p>労働相談件数は、働き方改革関連法の成立に先駆けて増加しており、法律の成立を受けて今後さらに増加することも考えられる。あっせんも現在は少ない状況にあるが、増えていくこともあると考えている。労働相談は、日常的な職員による相談対応のほか、毎年10月が国の「個別労働紛争処</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>理制度周知月間」に設定されており、全国的な取り組みが行われているが、本県でも、労働委員会が地域に出向いて労働相談に応じる相談会を、県内各地で開催している。今年度は、初めて県内4地域で開催することとしており、平日よりも休日の方が相談しやすいと考えられることから、日曜日に開催することとしている。</p> <p>加えて、昨年から毎月1回、労働委員による「労働悩みごと相談会」も実施しており、この取り組みを今年度も継続する。なお、本県では、あっせんの件数が少ないことから、あっせんに当たる労働委員の資質向上の取り組みとして、重要判例に関する研究会や、あっせん時におけるノウハウの共有、知識の習得等を目的とした事例検討を開催している。</p> <p>労使紛争の未然防止を目的にした取り組みとして、今年度新たに、「使用者向け・企業向け」と「これから働く人向け・主に学生向け」の2種類のチラシを作成し、関係機関に配布することとしている。企業の方や学生から手に取ってもらい、働く際の留意点等を事前に理解してほしいと考えている。</p> <p>さらに、今年度から出前講座を実施することとしている。労働委員が大学や各種団体等に出向き、ワークルールの基礎知識やトラブル事例を説明し、また、働き方改革関連法の法制度の趣旨や動向も踏まえ、その内容も加えながら説明していきたいと考えている。</p> <p>この二つの取り組みにより、労働委員会の機能を十分に発揮していきたい。</p>
吉村委員	相談件数が増加した中、人員体制はどうか。
審査調整課長	今年度の体制としては、職員もベテランが多く、また、相談対応も個別の職員に偏ることなく当番制で当たっている。現在のところは、通常の業務の中で対応している。
吉村委員	今後とも増加することが予想される。人的要因で対応が遅れると深刻な状況になりえることから、早急に解決することが求められる。人員が厳しくなったら適時適切に対応してほしい。
吉村委員	働き方改革推進法の附帯決議書17に「特に、中小企業・小規模事業者においては、法令に関する知識や労務管理体制が必ずしも十分でない事業者が数多く存在すると考えられることを踏まえ、行政機関の対応に当たっては、その労働時間の動向、人材確保の状況等の事情を踏まえて必要な配慮を行うこと」とあるが、山形県の場合、ほぼ100%近くが中小企業・小規模事業所であり、今後、こうした企業に対して、法令や制度等の周知をどのように取り組んでいくのか。
雇用対策課長	<p>中小企業等に関しては、山形労働局とも連携しながら、今後、県内企業や労働者に対し周知を図っていく。具体的には、企業向けに県内4地域でセミナーを開催し、きめ細かく周知していくとともに、昨年度に引き続き「働き方改革推進アドバイザー」が従業員100人以下の中小企業を対象に150社を訪問し、今年度は、訪問件数を50社増やして200社に拡大し、小規模事業者の訪問を手厚くするなど、制度等の周知を図っていくこととしている。</p> <p>また、県の労働関係の専用ホームページである「労働やまがた」のリニ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
吉村委員	<p>ューアルに合わせ、働き方改革の事例紹介なども積極的に掲載し、わかりやすいものにしていく。</p> <p>山形労働局においても、この4月に山形商工会議所内に「山形県働き方改革推進センター」を設置し、主として中小・小規模事業者向けの電話相談や場合によっては、専門家を企業に派遣するほか、商工会と商工会議所向けにセミナーの開催を予定していると聞いている。</p> <p>使用者側にとって生産性向上につながるのか、働いている側にとっていきいき仕事ができるのかどうかなど、法律の運用を注視して行く必要があり、この法律に基づいて施策を進めていく中で、いずれかの時点でフィードバックすることが大事だと思う。</p> <p>雇用対策課が中心となって対応することになるとは思うが、労働委員会など関係者とも連携しながら推進していく必要があるのではないかと。</p>
雇用対策課長	<p>商工労働部だけの推進は困難であり、労働委員会あるいは県内の労働団体や商工団体など、色々とところと連携しながら、働き方改革を推進していく。</p> <p>また、山形労働局には、こうした労働団体・経済団体・行政機関の関係者を一同に会した推進会議があり、情報を共有して連携しながら推進していく。</p>
吉村委員	<p>山寺と紅花が日本遺産に認定された。この山寺と蔵王は本県の大きな観光地であり、この連携についてどう考えるか。</p>
観光立県推進課長	<p>山寺と蔵王は、ともに世界に誇れる観光地である。山寺は紅花で日本遺産に認定され、蔵王は「新世界の蔵王」プロジェクトが動いている。</p> <p>観光ルートの開発については、地元の熱意が大事なので、プロジェクトの中で地元自治体や関係者と相談し、県としてどういうことができるか検討していきたい。</p>
吉村委員	<p>現状では山寺と蔵王間の道路の整備がよくない。二つの観光地が連携できるよう道路整備を進めることで山寺と蔵王の周遊性が向上する。</p> <p>それぞれ大きな観光地なので、連携して訴求力を上げてほしい。</p>
小野委員	<p>長時間労働に係る違反状況について、最近発表されたと思うが、本県の状況はどうか。</p>
雇用対策課長	<p>長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導結果について、山形労働局が平成30年4月27日に公表している。</p> <p>それによると、29年11月、労働基準法令違反が疑われる155の事業所に対して労働基準監督署が監督指導を実施し、内120事業所で違反が認められた。</p> <p>その主な内容を見ると、違法な時間外労働があったものが65事業所、賃金不払残業があったものが10事業所、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが10事業所となっている。</p>
小野委員	<p>大企業が働き方改革に取り組み、労働時間が削減されると、その分、下請けである小規模事業者にしわ寄せがくることが考えられる。仕事をこなす</p>

発 言 者	発 言 要 旨
中小企業振興課長	<p>ため、小規模事業者が長時間労働を行い、労基署から罰則を受けることになりかねず、そうなると小規模事業者は事業を続けられず廃業が進む。</p> <p>国では小規模事業者の支援のあり方について見直しも進めているようだが、県としてどう取り組んでいくのか。</p> <p>中小企業・小規模事業者の取引に関する様々な悩みや相談に対応するため、中小企業庁では全都道府県に「下請けかけこみ寺」の地域拠点を設置し、下請け取引等の相談や、紛争の解決に向けた調停実施を行っており、本県の拠点は山形県企業振興公社に置かれている。</p> <p>県では、トータルサポート体制のもと、産業支援機関や地域コーディネーターが、事業者から下請け取引に関する悩みや相談を受けた場合は、地域拠点につなぐ体制をとっている。</p> <p>また、今後の小規模事業者の支援のあり方について、中小企業庁では「小規模事業者振興基本計画」の改訂作業を進めていると聞いており、県としてもその経緯を注視していきたい。</p>
小野委員	<p>これからの推移を見て、県でも対応してほしい。</p>
小野委員	<p>山形セレクションは厳しい審査基準で選考していたが、現在はどうなっているのか。最近は動きがないと考えるがどうか。</p>
商業・県産品振興課長	<p>平成30年2月時点で、219件認定されている。年度別の認定件数については、手持ちの資料を持ち合わせていないので、後程お答えしたい。</p> <p>山形セレクションについては、事業者によって考え方や戦略が異なっており、山形セレクション認定品の出荷実績が伸びている果物などの分野においては、一定程度定着しているのではないかと考えている。</p>
小野委員	<p>県はどのような支援をしているのか。</p>
商業・県産品振興課長	<p>当初は全て県が認定していたが、民間の知識や経験が活かせるよう、民間の力を活用した審査に移行している。セレクションの審査・認定、分野別のプロモーションは民間が担い、制度全体の管理、プロモーションは県が行っている。</p> <p>具体的には、PRの部分で、ホテルメトロポリタン山形での年間を通した展示などにより周知している。</p>
小野委員	<p>県産品ブランドプロモーションの取組みのなかで、山形セレクションをどう取り扱うのか。</p>
産業政策課長	<p>ブランド化の取組みは、「山形県総合ブランド戦略」に基づき「個々の県産品の評価を高めていくための取組み」と「山形のものづくりに係る地域イメージを高めていくための取組み」の相乗効果により、県産品のブランド力を向上させることとしている。</p> <p>個々の県産品の評価を高めていくための取組みとして、山形セレクションを進めており、一定の成果をあげているが、「優れたものづくり＝メイドイン山形」という地域イメージの定着までには至っていない。</p> <p>県産品ブランドプロモーションでは、山形県産品は上質でいいものというイメージを浸透させ、県産品の知名度向上を通して本県の認知度を高め</p>

発 言 者	発 言 要 旨
小野委員	<p>ていきたい。</p> <p>県産品ブランドプロモーションと山形セレクションを一つのものとして取り組んでいくべきではないか。</p>
産業政策課長	<p>山形セレクションは、個々の県産品の評価を高め、トップブランドを形成してきたが、県産品ブランドプロモーションでは、県産品はすべていいものとして、山形セレクションも包含した形でブランド化を進め、県産品の購入につながるように取り組んでいく。</p>
小野委員	<p>5月11日に東京で県紅花生産組合連合会と会った。2020年東京オリンピック・パラリンピックのテーマカラーに「紅」が選ばれたことを受けて、同連合会が大会組織委員会に県産紅花の使用を求める要望書を提出したとのことだった。工業技術センターにおいて紅花で染めた国旗を作成し、オリンピックで使ってもらえるよう提案できないか。</p>
産学官連携推進主幹	<p>「国旗及び国歌に関する法律」で国旗の色は地が白色で日章が紅色（べにいろ）と定められており、J I S 慣用色名の「紅色（べにいろ）」は、マンセル色体系で色相 3 R、明度 4、彩度 14 とされている。</p> <p>国旗は工業製品として所定の色、耐候性、洗濯堅牢度が求められるため、国旗で一般的に使われている綿またはポリエステル製の地に紅花だけで紅色を表現することは難しく、一般的には合成染料が用いられている。</p> <p>紅花で国旗を染めることについては技術的に解決すべき課題があると認識している。</p> <p>工業技術センターでは、技術相談、企業との共同研究・受託研究、競争的資金などを通じ企業との技術開発をしており、紅花の技術開発についても企業からの要望に応じてチャレンジしていく。</p>